

令和4年11月18日  
十和田市総務部管財課

### 災害復旧工事に係る現場代理人の兼務について

本市が発注する建設工事において、現場代理人が兼務できる建設工事の総数を2件までとしていますが、災害復旧工事を含む場合は兼務できる建設工事の総数を3件までに変更します。

### 記

#### 1 対象工事

以下のすべての条件を満たす建設工事において、現場代理人が兼務できる建設工事の総数を3件まで認めることとします。

- (1) 本市が発注する建設工事で、災害復旧工事を含む場合。
- (2) 請負代金が3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）未満であること。
- (3) 兼務している期間中は、必ずいずれかの工事現場に常駐し、発注者との連絡に支障をきたさないこと。

#### 2 手続き

現場代理人を兼務させる場合は、現場代理人兼務届（様式自由）を工事発注担当課に1部提出してください。（兼務する他の工事請負契約書の写しを添付してください。）

#### 3 適用

令和4年12月1日以後に公告または指名通知を行う入札から適用します。